附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者がした表示については、なお従前の例による。

三　施行日から平成二十八年九月三十日までに販売されるものに係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国農総　国土林　交水務　通産省告示第五号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月十日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

称若半施島地域振興の対策名	産業振興促進計画の区域	体計産業の画振名興の称作促成主進	画産業の名振称興促進計	画た計産業の日振画興を認促定進し
渡島	北海道鹿部町の全域	鹿部町	鹿部町産業振興促進計画	平成二十七年六月二十六日

○国経　国土交通　産業省告示第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号（貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等）の全部を次のように改正したので、告示する。

平成二十七年七月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1　判断の基準

1－1　判断の基準

(1)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第８号に規定する貨物自動車（以下「貨物自動車」という。）であって、揮発油を燃料とする車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第３号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「ガソリン貨物自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成22年４月１日に始まり平成23年３月31日に終わる年度）以降の各年度（平成26年４月１日に始まり平成27年３月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第３号。以下「省令」という。）第１条の表第１号に規定する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号）第１条第１号に掲げる方法により算定したもの（以下「10・15モード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15モード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、同条第２号に掲げる方法により算定したもの（以下「JC08モード燃費値」という。）を別添１の換算式により変換したものをいう。）をいう。以下(2)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
1　道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	703キログラム未満	構造Ａ	20.2
			構造Ｂ	17.0
		703キログラム以上828キログラム未満	構造Ａ	18.0
			構造Ｂ	16.7
		828キログラム以上		15.5
	手動式以外のもの	703キログラム未満	構造Ａ	18.9
			構造Ｂ	16.2
		703キログラム以上828キログラム未満	構造Ａ	16.5
			構造Ｂ	15.5
		828キログラム以上		14.9
2　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1,016キログラム未満		17.8
		1,016キログラム以上		15.7
	手動式以外のもの	1,016キログラム未満		14.9
		1,016キログラム以上		13.8
3　道路運送車両法施行規則第２条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1,266キログラム未満	構造Ａ	14.5
			構造Ｂ	12.3
		1,266キログラム以上1,516キログラム未満		10.7
		1,516キログラム以上		9.3
	手動式以外のもの	1,266キログラム未満	構造Ａ	12.5
			構造Ｂ	11.2
		1,266キログラム以上		10.3

備考１　「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第１項第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

２　「構造Ａ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ　最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ　乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ　運転者室の前方に原動機を有するものであること。

３　「構造Ｂ」とは、構造Ａ以外の構造をいう。